

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成23年1月14日

【四半期会計期間】 第6期第1四半期(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

【会社名】 株式会社ウエストホールディングス

【英訳名】 West Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 吉川 隆

【本店の所在の場所】 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

【電話番号】 (082)503-3900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 椎葉 栄次

【最寄りの連絡場所】 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

【電話番号】 (082)503-3900(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 椎葉 栄次

【縦覧に供する場所】 株式会社ウエストホールディングス 東京支店
(東京都新宿区西新宿三丁目20番2号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第5期
会計期間	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 8月31日
売上高 (千円)	6,048,246	5,143,556	23,052,869
経常利益 (千円)	226,647	262,454	1,251,874
四半期(当期)純利益 (千円)	127,418	143,083	1,121,894
純資産額 (千円)	3,081,108	3,921,813	4,099,951
総資産額 (千円)	9,293,532	13,499,479	15,335,684
1株当たり純資産額 (円)	182.31	268.58	291.51
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.29	14.12	123.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	10.78	10.79	101.03
自己資本比率 (%)	32.8	28.8	26.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,019,258	△1,425,439	2,763,190
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20,284	12,801	△664,217
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,614,722	273,232	1,524,519
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,159,230	4,259,064	5,398,470
従業員数 (名)	369	366	359

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	366
---------	-----

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	74
---------	----

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,129,549	—
グリーンエネルギー事業	3,990,002	—
その他の事業	24,004	—
合計	5,143,556	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,155,996	—	62,159	—
グリーンエネルギー事業	4,061,400	—	773,937	—
その他の事業	24,004	—	—	—
合計	5,241,401	—	836,096	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
エコリフォーム事業	1,129,549	—
グリーンエネルギー事業	3,990,002	—
その他の事業	24,004	—
合計	5,143,556	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ヤマダ電機	3,434,331	56.8	2,837,055	55.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、好調を持続している中国、インドを中心としたアジア経済の他に、アメリカやヨーロッパの景気が総じて持ち直してきていることに加え、各種の政策効果を背景に景気が緩やかに回復していくことが期待されました。

しかしながら一方で、失業率が依然として高水準にあるとともに、物価の動向を総合してみると緩やかなデフレ状況にあるなど、景気を下押しするリスクも残っております。また、分譲住宅着工の回復が見られるものの、住宅建設の総戸数は10月に前月比2.8%減の年率81.3万戸と依然として低水準にあります。

このような経済環境下、当社グループは太陽光発電を主軸としたグリーンエネルギー事業に経営資源を集中してまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は51億43百万円（前年同四半期比14.9%減）、営業利益を3億円（前年同四半期比23.9%増）、経常利益を2億62百万円（前年同四半期比15.8%増）計上し、四半期純利益を1億43百万円（前年同四半期比12.3%増）計上いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① エコリフォーム事業

株式会社骨太住宅が担うエコリフォーム事業は、住宅エコポイントに対応する施策展開の遅れから、売上高は11億29百万円（前年同四半期比12.6%減）、営業利益は1億53百万円（前年同四半期比34.3%減）となりましたが、11月の受注残高が62百万円（前年同月比16.0%増）とリカバリーしております。

② グリーンエネルギー事業

株式会社サンテック及び株式会社ハウスケアが担うグリーンエネルギー事業は、自社開発の太陽光発電システムの導入が、生産委託先の製造ラインの最終調整のために遅れたものの、卸売販売が相応の伸びを示し、売上高は39億90百万円（前年同四半期比6.6%増）、営業利益は2億78百万円（前年同四半期比0.7%増）となっております。

③ その他の事業

前年同四半期連結会計期間において、造成が完成した不採算の戸建分譲宅地を売却したことにより、その他事業の売上高を10億12百万円、営業損失を1億16百万円計上しましたが、当第1四半期連結会計期間は不採算事業から撤退したことにより、売上高を24百万円、営業利益17百万円（前年同四半期は営業損失1億16百万円）を計上しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、18億36百万円減少し、134億99百万円となりました。また、負債につきましては、前連結会計年度末比16億58百万円減少し95億77百万円、純資産につきましては、前連結会計年度末比1億78百万円減少し39億21百万円となりました。主な内容は以下のとおりであります。

(資産)

資産の減少の主な要因は、仕入債務の支払を主因として現金及び預金が11億15百万円減少し、完成工事未収入金が回収したことにより5億91百万円減少したことによるものであります。

(負債)

負債の減少の主な要因は、借入金が5億35百万円増加し、買掛金及び工事未払金が支払を主因として合計21億75百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産の減少は、四半期純利益の計上1億43百万円、甲種新株予約権の行使による資本金及び資本準備金が合計29百万円増加したことや配当金の支払3億44百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ11億39百万円減少し、42億59百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は14億25百万円（前年同四半期は20億19百万円の収入）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益を2億61百万円計上したことや売上債権の回収による減少4億70百万円、たな卸資産の販売による減少1億81百万円並びに仕入債務の支払による減少21億75百万円、法人税等の支払額1億56百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は12百万円（前年同四半期は20百万円の支出）となりました。主な要因は、敷金及び保証金の収入・支出に伴う差額44百万円の収入や定期預金の払戻・預入に伴う差額24百万円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は2億73百万円（前年同四半期は16億14百万円の支出）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入14億50百万円、同返済による支出6億86百万円並びに配当金の支払額2億93百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,274,000
A種優先株式	150,000
計	31,424,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,801,000	8,844,200	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 2、3
A種優先株式	150,000	150,000	—	(注) 4、5
計	8,951,000	8,994,200	—	—

- (注) 1 提出日現在発行数欄には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で株式会社大阪証券取引所と合併しております。また、株式会社大阪証券取引所は、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ市場、同取引所へラクレス市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴いまして、同日以降の上場金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。
- 3 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 A種優先株式の単元株式数は100株であります。A種優先株式は、会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また、議決権を有しないA種優先株式は、資金調達の多様化及び資本の増強を図ることを目的としております。
- 5 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 中間配当の基準日

取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(3) 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日

当会社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて金銭による剰余金の配当をすることができる。

(4) 優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(5)に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(5) 優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率6.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成21年8月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(6) 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(7) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配額

当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、支払う。

「A種残余財産分配額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額、及び(iii)払込金額相当額に解散日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 譲渡制限

譲渡制限は定めない。

4. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

5. 単元

A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

当会社は、1単元に満たない株式数を表示したA種優先株式にかかる株券を発行しない。

A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6. 現金対価の取得請求権（償還請求権）

A種優先株主は、払込期日から3年後の応当日以降いつでも、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式1株につき下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金額を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「A種優先株式償還請求」という。）ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。

「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、(ii)払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率4.0%の利率で計算される金額（払込期日（同日を含む。）から平成21年8月末日（同日を含む。）までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.04を乗じることにより算出した額とする。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、(iii)A種累積未払配当金相当額、及び(iv)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

7. 現金対価の取得条項（強制償還）

当会社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかるわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。

「A種優先株式強制償還価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)払込金額相当額、(ii)払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率5.0%の利率で計算される金額（払込期日（同日を含む。）から平成21年8月末日（同日を含む。）までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間については、かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出した額とする。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、(iii)A種累積未払配当金相当額、及び(iv)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

8. 普通株式対価の取得請求権（転換予約権）

(1) 転換予約権の内容

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき下記8.(3)に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当会社がある株主に対してA種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(2) 転換請求の制限

上記8.(1)にかかるわらず、転換請求の日（以下「A種転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該A種転換請求日に転換請求したA種優先株式の数に、(ii) 剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の転換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

「剩余授権株式数」とは、(i)当該A種転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、(ii)①当該A種転換請求日における発行済普通株式の数、②当該A種転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該A種転換請求日に転換請求したA種優先株式の総数について転換が行われたと仮定した場合における、当該転換請求により交付される普通株式の総数をいう。

(3) 取得請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

(算式)

$$A \text{種優先株式 } 1 \text{ 株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数} = A \div B$$

A=転換請求にかかるA種優先株式1株について、(i)払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額、及び(iii)払込金額相当額に当該A種転換請求日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該A種転換請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率6.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和

$$B = \text{転換価額}$$

① 初期転換価額

当初の転換価額は、払込期日のジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%相当額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、毎年4月末日及び10月末日（以下「修正日」という。）に、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%相当額に修正されるものとし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、かかる修正後の転換価額が、40円（以下「下限転換価額」という。但し、下記8.(3)③に定める調整を受ける。）を下回った場合、下限転換価額を転換価額とし、その後本②に基づく修正は行われないものとする。なお、上記30取引日の間に、下記8.(3)③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記8.(3)③に準じて調整される。）

③ 転換価額の調整

(イ) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

(算式)

$$\text{調整後轉換価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。）

B = 既発行普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の
日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をい
う）

C = 新發行・処分普通株式数

D=1株あたりの払込金額・処分価額

E = 1株あたりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本③に進じて調整される。）

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）、調整後転換価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とし、転換価額調整式Bにおける「既発行普通株式数-自己株式数」は「既発行普通株式数」と読み替える。

(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後転換価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得又は行使価額が決定される日（本(iii)において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込

金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。

- (iv) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式、又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以後、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以後、これを適用する。但し、当該行使又は行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使又は行使価額が決定される日(本(iv)において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以後これを適用する。本(iv)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した金額をいう。
- (v) 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(v)において、転換価額調整式Dにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、転換価額調整式Dにおける「1株あたりの払込金額・処分価額」は、0円とする。
- (ロ) 上記(イ)において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(但し、上記(イ)(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以後にこれを適用する。
- (ハ) 上記(イ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役が判断する合理的な取得価額に変更される。
- ① 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株あたりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (二) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ホ) 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
9. 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等
- 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成19年11月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	3,129（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	312,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき107
新株予約権の行使期間	平成22年11月6日から平成25年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 107 資本組入額 54
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

3 新株予約権の行使の条件

①対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設合併、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
　残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表「株式の数」及び(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
　上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦新株予約権の譲渡制限
　譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	315,000	8,951,000	14,551	2,004,521	14,551	1,786,908

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 平成22年12月に新株予約権の行使により、発行済株式総数が43,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,546千円増加しております。
- 3 平成23年1月5日をもって、平成22年11月26日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づき資本準備金が1,200,000千円減少しております。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 150,000	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,485,500	84,855	—
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	8,486,000	—	—
総株主の議決権	—	84,855	—

② 【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 9月	10月	11月
最高(円)	783	819	689
最低(円)	568	655	625

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所（JASDAQ市場）における株価を記載しております。

2 上記の株価は、当社の普通株式に係るものであり、A種優先株式は非上場のため該当いたしません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに、当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、九段監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	※2 4,862,893	※2 5,978,112
受取手形及び売掛金	602,240	480,734
完成工事未収入金	2,079,840	2,671,578
商品	839,808	1,021,239
販売用不動産	89,350	89,350
貯蔵品	5,109	4,742
繰延税金資産	73,886	107,758
その他	826,594	657,517
貸倒引当金	△56,602	△51,543
流动資産合計	9,323,119	10,959,490
固定資産		
有形固定資産	※1 1,926,804	※1 1,936,645
無形固定資産		
のれん	559,772	616,266
その他	98,397	103,409
無形固定資産合計	658,170	719,675
投資その他の資産		
投資有価証券	380,632	386,622
長期貸付金	82,757	87,125
繰延税金資産	363,571	412,795
その他	1,454,697	1,509,740
貸倒引当金	△690,273	△676,412
投資その他の資産合計	1,591,385	1,719,872
固定資産合計	4,176,359	4,376,193
資産合計	13,499,479	15,335,684

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年11月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年8月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金	1,041,081	3,838,952
工事未払金	1,319,347	696,703
短期借入金	※2 3,472,872	※2 3,690,705
未払法人税等	35,517	166,383
賞与引当金	53,592	27,366
その他	1,128,334	1,044,300
流動負債合計	7,050,746	9,464,411
固定負債		
長期借入金	2,461,378	1,707,952
資産除去債務	10,107	—
その他	55,434	63,369
固定負債合計	2,526,920	1,771,321
負債合計	9,577,666	11,235,733
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,004,521	1,989,970
資本剰余金	931,100	916,548
利益剰余金	983,040	1,184,537
自己株式	△33	—
株主資本合計	3,918,628	4,091,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△32,398	△27,304
評価・換算差額等合計	△32,398	△27,304
新株予約権	3,407	5,616
少数株主持分	32,175	30,583
純資産合計	3,921,813	4,099,951
負債純資産合計	13,499,479	15,335,684

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
売上高	6,048,246	5,143,556
売上原価	4,320,426	3,539,560
売上総利益	1,727,820	1,603,995
販売費及び一般管理費	※1 1,485,124	※1 1,303,406
営業利益	242,695	300,588
営業外収益		
受取利息	1,396	864
持分法による投資利益	4,123	—
その他	7,671	3,281
営業外収益合計	13,192	4,146
営業外費用		
支払利息	21,409	29,478
貸倒引当金繰入額	7,432	11,231
持分法による投資損失	—	152
その他	399	1,418
営業外費用合計	29,240	42,280
経常利益	226,647	262,454
特別利益		
貸倒引当金戻入額	652	—
投資有価証券売却益	—	430
新株予約権戻入益	—	226
負ののれん発生益	—	1,077
特別利益合計	652	1,734
特別損失		
固定資産除却損	315	—
会員権評価損	1,238	—
関係会社整理損	3,799	—
投資有価証券評価損	55,196	—
訴訟関連損失	11,760	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,434
特別損失合計	72,310	2,434
税金等調整前四半期純利益	154,990	261,754
法人税、住民税及び事業税	30,529	36,405
法人税等調整額	△3,201	83,096
法人税等合計	27,327	119,501
少数株主損益調整前四半期純利益	—	142,253
少数株主利益又は少数株主損失(△)	243	△830
四半期純利益	127,418	143,083

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	154,990	261,754
減価償却費	36,701	35,856
のれん償却額	63,021	56,323
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,434
賞与引当金の増減額（△は減少）	20,257	26,226
貸倒引当金の増減額（△は減少）	7,343	18,920
受取利息及び受取配当金	△1,396	△864
支払利息	21,409	29,478
負ののれん発生益	—	△1,077
新株予約権戻入益	—	△226
固定資産除却損	315	—
投資有価証券評価損益（△は益）	55,196	—
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△430
関係会社整理損	3,799	—
売上債権の増減額（△は増加）	1,665,481	470,232
たな卸資産の増減額（△は増加）	883,041	181,064
前渡金の増減額（△は増加）	△9,994	△73,182
仕入債務の増減額（△は減少）	△843,510	△2,175,227
未成工事受入金の増減額（△は減少）	19,787	△606
未払金の増減額（△は減少）	△86,971	△128,878
前受金の増減額（△は減少）	△484	39,259
その他	125,178	18,640
小計	2,114,165	△1,240,302
利息及び配当金の受取額	1,420	864
利息の支払額	△37,881	△29,135
法人税等の支払額	△58,445	△156,867
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,019,258	△1,425,439

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	1,174
投資有価証券の取得による支出	△10,700	—
有形固定資産の取得による支出	△20,019	△2,361
無形固定資産の取得による支出	△1,400	—
定期預金の払戻による収入	212,890	311,813
定期預金の預入による支出	△194,000	△336,000
敷金及び保証金の回収による収入	5,904	52,185
敷金及び保証金の差入による支出	△5,800	△8,158
短期貸付金の回収による収入	15,162	10,590
短期貸付けによる支出	△5,000	△18,300
長期貸付金の回収による収入	18,682	13,242
長期貸付けによる支出	△7,442	△8,873
子会社株式の取得による支出	—	△2,500
事業譲受による支出	△30,000	—
その他	1,438	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,284	12,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	△290,000	△227,903
長期借入れによる収入	—	1,450,000
長期借入金の返済による支出	△1,248,227	△686,504
株式の発行による収入	52,290	26,793
自己株式の取得による支出	—	△33
少数株主からの払込みによる収入	—	6,000
配当金の支払額	△128,557	△293,503
リース債務の返済による支出	△227	△1,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,614,722	273,232
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	384,252	△1,139,405
現金及び現金同等物の期首残高	1,774,978	5,398,470
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,159,230	※1 4,259,064

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年9月1日
至 平成22年11月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社リジテックジャパンを連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

8社

2. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益が198千円減少し、経常利益が198千円減少し、税金等調整前四半期純利益が2,633千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は10,107千円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年9月1日
至 平成22年11月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「土地」は、総資産の100分の10以下となったため、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産として一括掲記しております。

なお、当第1四半期連結会計期間の有形固定資産に含まれる「土地」は1,098,283千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年9月1日
至 平成22年11月30日)

1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2. 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

3. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,311,050千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,316,408千円
※2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	※2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額 1,210,000千円	当座貸越極度額 1,640,000千円
借入実行残高 430,500千円	借入実行残高 707,000千円
差引額 779,500千円	差引額 933,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
※1. 販売費及び一般管理費の主な内容 従業員給与 484,500千円 賞与引当金繰入額 17,974千円 支払手数料 115,841千円	※1. 販売費及び一般管理費の主な内容 従業員給与 418,247千円 賞与引当金繰入額 21,461千円 支払手数料 98,283千円 貸倒引当金繰入額 7,688千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
※1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年11月30日現在) 現金及び預金 2,431,872千円 預入期間が3ヶ月を越える定期預金等 △272,641千円 現金及び現金同等物 2,159,230千円	※1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在) 現金及び預金 4,862,893千円 預入期間が3ヶ月を越える定期預金等 △603,828千円 現金及び現金同等物 4,259,064千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年11月30日）及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,801,000
A種優先株式(株)	150,000

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	50

3. 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	3,407
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	150,000	—
		合計	150,000	3,407

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	254,580	30.00	平成22年8月31日	平成22年11月29日
平成22年11月26日 定時株主総会	A種優先 株式	利益剰余金	90,000	600.00	平成22年8月31日	平成22年11月29日

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

	エコリフォーム事業 (千円)	グリーンエネルギー事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,293,196	3,742,537	1,012,513	6,048,246	—	6,048,246
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,293,196	3,742,537	1,012,513	6,048,246	—	6,048,246
営業利益又は営業損失(△)	233,052	276,593	△116,063	393,581	(150,886)	242,695

(注) 1. その他の事業区分の内訳

「その他の事業」の内訳は次のとおりであります。

	戸建住宅事業 (千円)	土地・建物開発事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)
売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	864,167	114,982	33,363	1,012,513
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	864,167	114,982	33,363	1,012,513
営業利益又は営業損失(△)	△97,626	△11,700	△6,736	△116,063

2. 事業区分及び区分の主な内容

事業区分は事業の内容を勘案して、次のとおり区分しております。

エコリフォーム事業	建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）の施工販売事業
グリーンエネルギー事業	環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化）の施工販売事業
その他の事業	戸建住宅の施工販売、建材業者への材料販売等

3. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来、「住宅リフォーム」、「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の5区分としておりましたが、当第1四半期連結累計期間より「住宅リフォーム」を建物保全、機能向上（耐震補強強化・省エネ効果）を中心とした「エコリフォーム事業」、太陽光発電システム、オール電化を中心とした「グリーンエネルギー事業」に区分するとともに、相対的に重要性の乏しい「戸建住宅」、「土地・建物開発」、「土木」、「その他」の各事業区分を統合し、「エコリフォーム事業」、「グリーンエネルギー事業」、「その他事業」の3区分に変更いたしました。

この変更は、前連結会計年度において、土地・建物開発事業及び土木事業からの撤退と戸建住宅事業の大規模な縮小、並びに株式会社明野住宅の事業再構築を図るとともに、住宅リフォーム事業、特に建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）と環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化の販売施工）に経営資源を集中することを骨格とするグループ全体の事業の再構築を完遂したとの認識の下に、事業活動をより的確に開示するため、最近の受注動向や住宅分野における太陽光発電システム市場の加速度的な拡大見通し等を踏まえて、事業の種類別セグメントの区分の見直しを行ったものであります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会及び経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内において一般個人及び太陽光発電システム、オール電化（エコキュート・IHクッキングヒーター）事業を営む法人代理店を主要顧客として、個人住宅に対して、屋根、外壁、耐震工事等の建物保全リフォームを提供する「エコリフォーム事業」と、個人住宅に対して、太陽光発電システム、オール電化商品の環境対応リフォームを提供するとともに、これらの事業を営む法人代理店に対して商材の卸売販売を行う「グリーンエネルギー事業」を営んでおり、それについて取り扱う商品・サービスに関する包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は商品・サービス別セグメントから構成されており、「エコリフォーム事業」「グリーンエネルギー事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、セグメント情報における会計処理基準は、当社の連結財務諸表における会計処理基準と一致しております。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりです。

エコリフォーム事業	建物保全型リフォーム（屋根、外壁、耐震工事等）の施工販売事業
グリーンエネルギー事業	環境対応型リフォーム（太陽光発電システム、オール電化）の施工販売事業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	エコリフォーム事業	グリーンエネルギー事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,129,549	3,990,002	5,119,551	24,004	5,143,556	—	5,143,556
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,129,549	3,990,002	5,119,551	24,004	5,143,556	—	5,143,556
セグメント利益	153,223	278,426	431,650	17,095	448,745	△148,156	300,588

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、戸建住宅の施工販売、建材業者への材料販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△148,156千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△148,156千円が含まれております。全社費用は、主に当社グループ管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
268.58円	291.51円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,921,813	4,099,951
普通株式に係る純資産額(千円)	2,363,789	2,473,751
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	3,407	5,616
少数株主持分	32,175	30,583
A種優先株式払込金額	1,500,000	1,500,000
A種優先株式配当金	22,440	90,000
普通株式の発行済株式数(千株)	8,801	8,486
普通株式の自己株式数(千株)	0	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	8,800	8,486

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 13.29円	1株当たり四半期純利益金額 14.12円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 10.78円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 10.79円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	127,418	143,083
普通株主に帰属しない金額(千円)	22,440	22,440
(内、A種優先株式配当金)	22,440	22,440
普通株式に係る四半期純利益(千円)	104,978	120,643
期中平均株式数(千株)	7,897	8,546
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	22,440	22,440
(内、A種優先株式配当金)	22,440	22,440
普通株式増加数(千株)	1,838	2,633
(内、A種優先株)	1,550	2,369
(内、甲種新株予約権)	288	—
(内、第1回新株予約権)	—	264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月9日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 宮 島 博 和 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 一 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウエストホールディングスの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 第5経理の状況 2監査証明について記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規程に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. セグメント情報の事業の種類別セグメント情報（注）3に記載されているとおり、会社はセグメント情報における事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月14日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 宮 島 博 和 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉 山 一 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウエストホールディングスの平成22年9月1日から平成23年8月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

